

使用規程（基本規定）

2010.10.1 制定

2018.6.7 改訂

寺田倉庫株式会社

この使用規程（基本規定）（以下「本規程」といいます）は、お客様が当社の保管サービスを利用する場合の取り扱いを定めたものであり、お客様は本規程の他、当社が別途定める関連規定等（主に、国土交通省告示第1173号 標準トランクルームサービス約款（以下「約款」といいます）を指します）を十分ご理解し、承認したうえで、自らの判断と責任において、当社保管サービスを利用するものとします。

この使用規程（基本規定）（以下「本規程」といいます）は、お客様が当社の保管サービスを利用する場合の取り扱いを定めたものであり、お客様は本規程の他、当社が別途定める関連規定等（主に、国土交通省告示第1173号 標準トランクルームサービス約款（以下「約款」といいます）を指します）を十分ご理解し、承認したうえで、自らの判断と責任において、当社保管サービスを利用するものとします。

第1条（目的）

本規程は、お客様（以下「申込者」といいます）が当社保管サービスを利用する場合の基本的な事項を定めるものです。各個別の契約（以下「本契約」といいます）の内容によっては、本契約毎に特約が定められているものがあり、本規程と合わせて遵守しなければなりません。

第2条（契約）

本契約は、申込者が当社所定の「利用申込書」（以下「利用申込書」といいます）の必要事項を記入し、署名または記名捺印のうえ、当社が審査を行い、当社がその使用を許可した時点で成立します。

- ② 利用申込書には、申込者が当社所定の事項を漏れなく記入して下さい。記入漏れがあると、お申込みの受付ができない場合があります。なお、利用申込書に記入頂いた情報（以下「個人情報」といいます）を次の各号に定める目的に従い利用します。
 - (1) 本契約の成立及び履行
 - (2) 申込者との商談、打合せのための連絡
 - (3) 各種イベントの運営
 - (4) 当社、関連会社及び当社の業務提携先のサービス・商品等のご案内（宣伝物、印刷物の送付等）
 - (5) マーケティング及び販売促進、商品企画のための統計データ作成（個人は識別できません）
 - (6) 申込者に対するアンケート及びその分析
- ③ 当社は、取得した個人情報について、ホームページ記載等相当の方法で公表する「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に記載の内容にて取り扱います。また、お客様の事前の承諾を得ることなく、「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」を変更できるものとし、ホームページ記載等相当の方法で公表することにより、お客様に変更内容を告知いたします。なお、本規程及び関連規定を変更した場合は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。
- ④ 利用申込書には施設に保管する物品（以下「保管品」といいます）の寄附価額を、申込者が自筆で記入のうえ申告してください。
- ⑤ 本条第1項の審査のとき、又は本契約成立以降の本契約に基づく事項について、申込者の住所若しくは電話又はご連絡先に連絡させて頂く場合があります。
- ⑥ 本条第1項の審査の結果、お申込みの意に添えない場合があります。また、審査の過程や、審査結果に関するお問い合わせには一切回答できません。
- ⑦ 本条第1項の審査の結果、本契約が成立した申込者（以下「契約者」といいます）は、当社所定の期限までに保管料等を支払い、当社の提供する本サービスの内容に応じて、「トランクルームご利用証」又は「入館カード」の交付を受けてください。ただし、当社は、契約者に対し、提供する本サービスの内容によって、「トランクルームご利用証」又は「入館カード」を交付しないことがあります。

第3条（本人確認の方法）

当社は、個別のサービスに応じて、以下の各号のうちいずれかに定める者を、保管品の搬出・搬入作業、閲覧等につき正当な権限がある者として取り扱います。万一、その者の適否又は代理権限の有無もしくは範囲等に関して問題が発生しても、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。

- (1) 「トランクルームご利用証」と利用申込書に押印した印鑑（以下「お届印」といいます）を持参した者
- (2) 「入館カード」を持参し、利用申込書に記載した4桁の「暗証番号」を当社所定の方法により入力した者
- (3) 運転免許証など当社所定の本人確認書類を持参し、契約者本人であると客観的に認められる者
- (4) 当社の定める基準により、契約者本人のものであると当社が認める署名を記載した者
- (5) 「契約者名義」の他「お客様番号」又は「登録された電話番号」のいずれか一つを当社所定の方法により契約内容と相違なく伝達した者（ただし、伝達した場所が店頭の場合を除きます）

第4条（保管品の搬出・搬入作業及び集配の依頼）

契約者は、個別のサービス内容に定める範囲において、当社所定の方法により、当社に保管品の搬出・搬入作業及び集配を依頼することができます。

第5条（契約内容の変更）

本契約の内容を変更する場合は、当社所定の方法により手続きしてください。

第6条（料金計算）

保管料等は、当社所定の料金を、当社所定の方法によりお支払いください。

第7条（クレジットカードによる支払い）

契約者が、保管料等の支払いにクレジットカードを利用する（以下「クレジットカード決済」といいます）場合、当社が承認したクレジットカード会社が発行するクレジットカードにより、クレジットカード会社の会員規約に基づき支払いを行うこととします。

- ② 当社への申込者の名義人と、クレジットカードの名義人は原則同一であることを条件とします。
- ③ 契約者が、クレジットカード決済を利用する場合、契約者から当社に対し、解約の申し出がない限り、毎月継続のうえ、本条第1項と同様に支払うこととします。
- ④ 解約時の返還保証金又は中途解約時等の返金が発生した場合は、当社より契約者指定口座へお振込みで返金いたします。
- ⑤ クレジットカードによる支払いができないやむを得ない理由がある場合は、当社が別途指定する所定の支払い方法により支払い期限までにお支払いください。

第8条（届出事項）

契約者が次の各号の一つにでも該当する場合には、直ちに書面によって当社に届出をするものとします。なお、届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

- (1) 「トランクルームご利用証」、「入館カード」、「暗証番号」、その他の紛失、破損、汚損、又は盗難にあった場合
- (2) 氏名、商号、住所、その他届出事項に変更があった場合、又は変更しようとする場合
- (3) 前各号の他、本契約の内容に影響を及ぼす事態が生じた場合

第9条（クレジットカードに関する変更の届出）

契約者は、住所、クレジットカードの番号、有効期限その他クレジットカードに関する当社への届出事項に変更があった場合、直ちに当社所定の方法で変更の届出をするものとします。但し、次の各号の一つにでも該当する場合、契約者の事前の了解なしに契約者の所属するカード会社より、当社に通知されても異議ないものとします。

- (1) 当社に届け出たクレジットカードの会員資格を喪失した場合
 - (2) クレジットカード紛失等により、当社に届け出たクレジットカードの番号が変更となった場合
- ② 前項の届出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。

第10条（緊急閲覧・開庫・立入検査）

次の各号の一つに該当する場合には、当社は契約者に通知することなく保管品の閲覧、開庫、開封又は保管設備への立入り点検することがあります。

- (1) 法令に定める場合
- (2) 当社において緊急やむを得ないと認めた場合
- (3) その他相当な理由がある場合

第11条（保管方法の変更）

次の各号の場合には、保管品の入庫当時の保管場所又は保管設備の変更、保管品の積換、他の貨物との混置、その他保管方法の変更をすることができるものとします。但し、本条第3号の場合には、当社は事前に契約者に対して通知するものとします。なお、本条第2号及び第3号の場合、保管方法の変更によって契約者に損害が生じても、当社はそれを賠償する義務を負いません。

- (1) 契約の解除、解約その他本契約が終了したとき
- (2) 保管料、その他本契約に基づく債務の弁済を遅滞したとき
- (3) 施設の閉鎖、修繕その他相当の理由があるとき

第12条（緊急時の入館制限）

次の各号の場合には、契約者の安全を確保するため、当社は各保管サービスを提供する施設への入館を一時的に制限することができるものとします。

- (1) 地震、火災、津波、高潮、大水又は暴風雨等の災害時
- (2) 戦争、事変、暴動発生時、もしくはこれらの発生が予見されるとき
- (3) 前各号の内容と同程度の危機が契約者に及ぶ可能性が予見されるとき

第13条（解除）

契約者が次の各号の一つにでも該当する場合には、契約者は期限の利益を失うとともに、当社が直ちに本契約を解除することができるものとします。ただし、（1）及び（3）に基づく解除については、当社が相当期間を定めて契約者に是正を求めてもなお同各号該当性が解消されないときに限るものとします。

- (1) 契約者が本規定又は当社が別途定める関連規定の一つにでも違反したとき
 - (2) 「トランクルームご利用証」、「入館カード」等の改ざん、不正使用その他相当の理由があるとき
 - (3) 契約者の責めに帰すべき事由又は保管品の変質等により、当社又は第三者に損害を与え、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があるとき
 - (4) 手形、小切手の不渡処分又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - (5) 差押、仮差押、仮処分、その他の執行を受けたとき
 - (6) 会社更生、破産、民事再生の申立を受け、又は契約者が申立をしたとき
 - (7) 利用申込書に記入・押印された内容が事実と反することが明らかになったとき
 - (8) 契約者又は契約者の関係者が、暴力団等、集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行い又は行うことを助長するおそれのある団体に属している者及びこれらの者と取引のある者と判明したとき
 - (9) 約款に定める解除事由が生じたとき
- ② 前項各号の事由により、当社又は第三者が損害を被った場合、契約者は当該損害を賠償するものとします。

第14条（解約）

契約者からの申し入れにより本契約を解約する場合は、当社所定の方法により当社に通知してください。

第15条（契約終了時の取り扱い）

本契約の解除、解約、その他の事由により本契約が終了したときは、契約者は直ちに保管品を引き取るものとします。

第16条（譲渡質入禁止）

本契約に基づく一切の権利義務の譲渡又は「トランクルームご利用証」、「入館カード」等の譲渡、質入れはできません。

第17条（契約者が死亡した場合の取り扱い）

契約者が死亡した場合、次項に掲げる者を、本契約に関する権利義務を有する者（以下「継承者」といいます）として取扱います。但し、死亡した契約者の遺言により、保管品の継承者への引渡しを行うべき遺言執行者がある場合は、次項の規定にかかわらず、当該遺言執行者を継承者として取扱います。

- ② 前項の継承者とは、契約者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに契約者の死亡当時、契約者の扶助によって生計を維持していた者及び契約者の生計を維持していた者としてします。
- ③ 前項に規定する継承者が複数ある時は、同項に掲げる順序により先順位にある者を継承者としてします。
- ④ 前項に規定する同順位の継承者が複数人いる時は、当社においてそのうちの1名を継承者として取り扱うことができます。この場合、当社がその者に対して本契約に基づく義務を履行したときは、他の継承者との関係でも免責されるものとします。

第18条（反社会的勢力の排除）

契約者は当社に対し、次の各号の事項を誓約するものとします。

- （1）自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- （2）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- （3）前号に定める場合のほか、反社会的勢力と一切の関係を有していないこと
- （4）自ら又は第三者を利用して、当社に対する脅迫的な言動又は暴力行為、偽計又は威力を用いて当社の業務を妨害する行為、信用を毀損する行為をしないこと
- ② 当社は、契約者が前項に定める誓約事項に反することを秘して契約を締結した事実が判明したとき、または、契約の締結後に誓約事項に反する事実が生じたときは、何らの催告を要せずして、直ちに契約者との間で締結した契約を解除するものとする。
- ③ 前項の事由により契約が解除され、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。

第19条（準拠法）

本契約に関する準拠法は日本法とします。

第20条（定めのない事項）

本規程に定めのない事項については、約款の定めるところによります。

第21条（合意管轄）

本契約に関する紛争が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

第22条（本規程の変更）

当社は、お客様の事前の承諾を得ることなく、本規程及び関連規定を変更できるものとし、店頭表示、ホームページ記載、その他相当の方法で公表することにより、お客様に変更内容を告知いたします。なお、本規程及び関連規定を変更した場合は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。

以上